

霧島市森林炭素マイレージ交付金交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策の取組を促進するため、鹿児島県が定める「かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱」(以下「県要綱」という。)に基づきCO₂吸収量、CO₂固定量又はCO₂排出削減量の認証を受けた者に対し、霧島市森林炭素マイレージ交付金(以下「交付金」という。)を交付することについて、霧島市補助金等交付規則(平成17年霧島市規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、交付金を申請しようとする年度又はその前年度に県要綱第3条第5項に規定する認証書(以下「認証書」という。)の交付を受けた活動(交付対象事業の実施に当たり、他の法令等により補助を受けているものを除く。)とする。

2 交付対象事業の事業区分、交付対象者、交付対象経費及び交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付対象事業を実施したときは、市長が別に定める日までに、霧島市森林炭素マイレージ交付金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 霧島市森林炭素マイレージ交付金事業実績書(第2号様式)
- (2) 霧島市森林炭素マイレージ交付金収支精算書(第3号様式)
- (3) 事業区分に係る認証書の写し
- (4) 領収書等の写し(単価や費用が確認できるものに限る。)
- (5) 位置図及び図面
- (6) 写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、交付申請書の内容及び添付書類を審査する。

2 市長は、前項に規定する審査により、交付金を交付することが適当と認めたときは、

交付金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、霧島市森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

（交付の請求）

第5条 申請者は、前条第2項の規定により、交付決定及び確定通知を受けたときは、霧島市森林炭素マイレージ交付金交付請求書（第5号様式）により、市長に交付金の交付を請求するものとする。

（交付金の返還）

第6条 市長は、交付金を交付された申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 交付申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 交付金の交付決定及び確定通知書の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が交付金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 交付金の交付申請を令和元年度中に行う場合は、第2条第1項中「交付金を申請しようとする年度又はその前年度」とあるのは、「令和元年度」と読み替えて適用する。

別表（第2条関係）

| 事業区分 | 交付対象者 | 交付対象経費 | 交付金の額 |
|-----------------------------|---|--|--|
| CO ₂ 吸収量 認証事業 | 県要綱第3条第5項の規定によりCO ₂ 吸収量認証を受けたもののうち、本市内の森林の整備活動を行う、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 事業者 (2) 非特定営利活動法人 (3) 本市内で活動する森林ボランティア団体 (4) その他市長が適当と認めるもの | (1) 本市内の森林の維持管理費（過去5年以内に施業等を実施したものに限り。） (2) 事業者等のCSR活動費（森林の循環利用を促進するものに限り。） (3) 照明設備のLED化に係る費用 (4) かごしま材木製品の購入に係る費用 | 交付対象経費又は県要綱第3条第5項の規定により認証を受けたCO ₂ 吸収量に3,000円を乗じた金額のいずれか低い金額 |
| CO ₂ 固定量 認証事業 | 県要綱第3条第5項の規定によりCO ₂ 固定量認証 | | 交付対象経費又は県要綱第3条第5 |

| | | | |
|---------------------------|---|--|---|
| | を受けた本市内の木造建物（平成 31 年 4 月 1 日以降に完成したものに限る。）の建築主 | (5) 庭木（木本類）の購入に係る費用 (6) 木質バイオマスの調達に係る費用 (7) 本市内における | 項の規定により認証を受けたCO ₂ 固定量に 4,500 円を乗じた金額のいずれか低い金額 |
| CO ₂ 排出削減量認証事業 | <p>県要綱第 3 条第 5 項の規定によりCO₂排出削減量認証を受けたもののうち、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市内に本店又は支店を置く事業者</p> <p>(2) その他市長が適当と認めるもの</p> | <p>木質バイオマスボイラーに係る維持費（ただし、機器のメンテナンス費用に限る。）</p> <p>(8) その他市長が認めたもの</p> | <p>交付対象経費又は県要綱第 3 条第 5 項の規定により認証を受けたCO₂排出削減量に 1,500 円を乗じた金額のいずれか低い金額（年間 100 万円を上限とする。）</p> |

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

霧島市長 様

(申請者)
住 所
氏 名 ⑩
法人等にあつては、名称
及び代表者の氏名

年度 霧島市森林炭素マイレージ交付金交付申請書

年度における霧島市森林炭素マイレージ交付金の交付を受けたいので、霧島市森林炭素マイレージ交付金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - ・ 認証書の写し
 - ・ その他

第2号様式（第3条関係）

霧島市森林炭素マイレージ交付金事業実績書

(単位：円)

| 認証事項 | CO ₂ 認証量 (A) | 単価 (B) | 基準事業費 (A) × (B) | 事業費 | 使 途 内 容 | 備 考 |
|------|----------------------------|-----------|--------------------|-----|---------|-----|
| | t | | | | | |
| 計 | | | | | | |

- ※ 1 「認証事項」の欄には、県より認証を受けたマイレージの事項により「吸収量」、「固定量」、「排出削減量」の別を記入する。
- 2 「単価」の欄には、マイレージの認証事項により「吸収量」の場合は3,000円/t、「固定量」の場合は4,500円/t、「排出削減量」の場合は1,500円/tを記入すること。
- 3 「事業費」の欄には、交付対象経費（マイレージの使途に要する、または要した経費）の総額を記入すること。
- 4 「使途内容」の欄には、「照明設備のLED化 円」、「県産材木製品の購入 円」などと記入し、交付申請時にはそれらに係るカタログ、位置図、対象箇所わかる図面、写真（完成・納品状況の写し）及び領収書等の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

霧島市森林炭素マイレージ交付金収支精算書

1 収入の部

| 区 分 | 精算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | 円 | |
| 計 | 円 | |

2 支出の部

| 区 分 | 精算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | 円 | |
| 計 | 円 | |

様

霧島市長



年度霧島市森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度霧島市森林炭素マイレージ交付金については、下記のとおり交付することを決定し、交付額は交付決定額と同額に確定しましたので通知します。

記

- 1 交付対象事業 CO₂ マイレージ
- 2 交付決定(確定)額 金 円

3 交付の条件

- (1) 霧島市森林炭素マイレージ交付金交付要綱に従うこと。
- (2) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3) この交付金にかかる収入、支出を明らかにした帳簿、支出経費の証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管すること。
- (4) 交付金を交付された申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定及び額の確定を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させることがある。
 - ア 交付申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 交付金の交付決定及び確定通知書の内容又はこれに附した条件に違反したとき。
 - ウ その他市長が交付金の交付を不相当と認めたとき。

第5号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

霧島市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
法人等にあつては、名称
及び代表者の氏名

印

年度霧島市森林炭素マイレージ交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定通知のあつた
年度霧島市森林炭素マイレージ交付金について、霧島市森林炭素マイレージ交付金
交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

預金口座番号
(金融機関名)

_____ 本・支店

当座 _____ 号
普通

(フリガナ)
預金口座名義人 _____